



平成30年度介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業実施概要

1 対象者（（１）～（４）のいずれも満たしている方）

- (1)平成30年4月現在在学されている方(平成30年4入学の方優先)
- (2)次のアからウのいずれかに該当する方
 - ア:栃木県内に住民登録している方
 - イ:栃木県内の区域内の介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学している方
 - ウ:養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録していた方であり、かつ、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設での修学のため転居をした方
- (3)養成施設卒業後、引き続き5年以上栃木県内で介護等業務又は相談援助業務に従事しようとしている方
- (4)国庫補助による貸付制度等(生活福祉資金(教育支援資金)、離職者訓練制度等)を活用していない方

2 貸付額と貸付期間

《貸付額》 月額5万円、入学準備金20万円(初回)、就職準備金20万円(最終回)、
国家試験受験対策費4万円(最終回 ※介護福祉士修学資金のみ) :無利子

《貸付期間》 正規の修学年度

【介護福祉士養成施設 2年制課程の貸付例】 入学準備金20万円、月額5万円×24ヶ月、就職準備金20万円、
国家試験受験対策費4万円 合計164万円

3 修学資金の交付 ・年2回に分けて指定口座に振り込み

4 平成30年度の募集期間 ・平成30年4月2日(月)～平成30年6月8日(金)

5 申請の方法

- ・入学した養成施設(県内)にて貸付申請書等を配付※します。必要書類を添えて、各養成施設に提出してください。
(必要書類…申請書、離職したことを証する書類<45歳以上で離職後2年以内の方>、保証人・家族の所得証明等)
- ※県外の養成施設に入学された方、社会福祉士修学資金貸付を希望の方の申請方法については、福祉人材・研修センターにお問い合わせください。

6 保証人について

- ・申請者が未成年の場合、連帯保証人は2人(1人は法定代理人、1人は独立の生計を営む成年)、
申請者が成年の場合、連帯保証人は1人(独立の生計を営む成年)とすること。

7 返還が生じた場合の年数

- ・原則5年間 (2年間貸付けを受けた場合の返還額:27,773円/月)
(4年間貸付けを受けた場合の返還額:47,333円/月)

8 返還免除

- ・介護福祉士又は社会福祉士の資格取得(登録)後、介護等業務又は相談援助業務に5年間従事した場合は、全額返還免除

9 その他

- ・生活保護受給世帯の方又はこれに準ずる経済状況にある世帯の方は、通常の貸付内容に加えて、養成施設在学中の生活費として使うことができる貸付資金を上乗せすることができます。

10 お問い合わせ先

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター 貸付担当

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6

TEL 028-643-3300 FAX 028-643-3340